

要求水準書（案）別添資料に対する質問・意見への回答

No	見出し符号					項目名	質問・意見	回答
	頁	章	節	細節1	細節2			
1	67	別添1	(1)	イ		地震時における断水影響の低減効果に係る計算	意見 作業内容を把握するため、市が提供するテンプレートを早急に提供していただきたい。	要求水準書No.292の回答をご確認ください。
2	67	別添1	(1)	イ		地震時における断水影響の低減効果に係る計算	意見 「市が提供するテンプレートにより～」とありますが、現状の地震時における断水影響を把握するため、テンプレートの開示をお願いします。	
3	67	別添1	(3)			管路構成の決定に係る水理計算等	意見 「各階層における管路の機能を明確化～」とありますが、主要管路、補完管路、供給管路、フレーム管路等の区別がわかるものを開示をお願いします。それらはマッピングシステムを閲覧すれば確認できるのでしょうか。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。管路情報管理システムでは、全ての管路機能の表示はできません。
4	67	別添1	(3)			管路構成の決定に係る水理計算等（配水ブロック）	質問 水圧管理・水質管理の適正化を図るためであれば、示されている配水ブロックの管路構成や接続条件を必ずしも満足しなくともよいでしょうか。	市が提示する水理計算の条件を満たし、かつ、管路構成計画の策定に係る市との協議で、市が求めるバックアップ等の機能が満たされることが確認できた場合、要求水準書（案）の別添資料に記載している接続条件と異なった管路構成計画とすることは可能です。
5	68	別添1	(3)			注1 1次配水ブロックの状況 注2 2次配水ブロックの状況	意見 1次配水ブロック18ブロック、2次配水ブロック561ブロックが既に決められているので、ブロック化の計画書もしくは検討書等の詳細が把握できる資料の開示をお願いします。	要求水準書No.220の回答をご確認ください。
6	69	別添1	(3)	ア		共通事項	質問 市の管路情報システム（GIS）から抽出したShapefile形式の提供を受け、管網解析モデルを作成とありますが、管路の属性データとともに、需要先の水量データ（検針水量など）も付与されたものでしょうか。	要求水準書No.326の回答をご確認ください。
7	69	別添1	(3)	ア		共通事項	質問 管路情報システム（GIS）の情報には、老朽管の区分、重要路線等のこれまでの市の検討結果の情報が付与されているのでしょうか。事業計画の検討に有効な情報があればお教えいただきたい。	管路情報システムに登録されている情報と、事業計画の検討に有効な管路に関する情報は、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。
8	69	別添1	(3)	ア		共通事項	質問 管路情報システム（GIS）に事業計画の検討に有効な情報が含まれる場合は、管路の属性データに加えて提供していただくのは可能でしょうか。	実施方針No.640の回答をご確認ください。
9	69	別添1	(3)	ア		共通事項	質問 単年度事業計画や配水計画の検討のため、毎年、Shapefile形式のデータから管網モデルを作成することは作業量が非常に多く、コスト面の影響が大きいと考えます。4年ごとの中期事業計画の作成時にモデルを新たに作り直すものし、その間は管網モデルの時点修正（工事箇所の変更）とすることで、問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	69	別添1	(3)	ア		共通事項	質問 管路情報システム（GIS）の維持管理業務（更新事業のデータ反映等）を運営権者に委託することが有効と考えますが、市の直管との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	69	別添1	(3)	ア		共通事項	質問 配水計画の検討にあたり、断水範囲の検索等は、市の管路情報システム（GIS）の機能を活用した方が効率的に作業が行えると考えますが、運営権者によるシステム利用は可能でしょうか。	市から運営権者に対し、管路情報管理システムの利用権を貸与することを想定しており、詳細については、今後、募集要項等公表時にお示しする予定です。
12	69	別添1	(3)	ア		共通事項	質問 1次配水ブロックの18ブロックでのフレーム管路延長の想定があれば教えていただきたい。	フレーム管の延長につきましては、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。また、管路情報管理システムにより、1次配水ブロックを構成する管路の形状を把握することが可能です。
13	69	別添1	(3)	ア		共通事項	質問 フレーム管路延長のうち、構築された延長とそれに接続される2次ブロック数を教えていただきたい。	フレーム管の延長につきましては、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。また、管路情報管理システムにより、2次配水ブロックを構成する管路の形状を把握することが可能です。
14	69	別添1	(3)	ア	(ア)	水理計算に用いる情報	質問 水理解析に必要な情報はshpefile形式で提供されるとあります。提供される要素及び属性項目をご教示ください。また、Shapefile自体を閲覧することは可能でしょうか。	管路情報管理システムに入力される情報と、各戸メータ水量情報をそれぞれShapefile形式にして、優先交渉権者に対して提供する予定です。管路情報管理システムに入力されている情報は、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。また、Shapefile形式のデータの取扱につきましては、実施方針No.640の回答もあわせてご確認ください。
15	69	別添1	(3)	ア	(ア)	共通事項（水理計算）	質問 水理計算に用いるソフトウェアは任意のことですが、計算結果について貴市のGISシステムや提示するポイントデータと整合をとる必要などがありますでしょうか。	その必要はありません。

No	見出し符号					項目名	質問・意見	回答
	頁	章	節	細節1	細節2			
16	70	別添1	(3)	ウ	(ア)	送水機能を兼用する配水管路	質問 「管路1条で、送水先の配水機場～」とありますが、現状で2条以上確保できている区域とそうでない区域をご教示ください。	全ての配水機場で、2条以上の送水機能を兼用する管路を確保しています。
17	70	別添1	(3)	ウ	(ア)	送水機能を兼用する配水管路	質問 「接続を新設 埋設位置が近接しているものの未接続～」とありますが、これらは更新ではなく新設に該当するため、これらの費用は変更増額の対象になると理解してよろしいでしょうか。	要求水準書No.334の回答をご確認ください。
18	73	別添1	(3)	キ	(イ)	フレーム管路	質問 現状で5基の同時開栓で条件を満たせない管路については、現行と同程度の開栓数であればよいとの認識でよろしいでしょうか。	口径の再検討も含めて対応を検討し、検討結果に基づき、消防局と協議を行ったうえで、方針を決定します。
19	73	別添1	(3)	キ	(イ)	フレーム管路	質問 ブロック境界付近のフレーム管路については、同ブロック内での5基の同時開栓を条件とするのか、隣接ブロックを含めて5基の同時開栓としてよいのか、いずれでしょうか。	同時開栓の消火栓5基の条件は、特定の街区の直近の5基であることのみです。その5基がどの配水ブロックに含まれるかは、問いません。
20	73	別添1	(3)	キ	(ウ)	フレーム管路	質問 フレーム管路への注入点とならないものは撤去するとありますが、管網モデルの作成において除外するとの認識でよろしいでしょうか。	撤去する対象が明確となっている場合は、除外して計算します。撤去の時期が明確でないものは、現状通りとして計算を行います。
21	74	別添1	(3)	ク	(エ)	供給管路	質問 「片送りとなっている管路は、原則としてループ化すること。」とありますが、こちらは路線選定で対象となった路線にのみ適用するとの考えでよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	74	別添1	(4)	イ	(ウ)	工事に伴う配水計画に係る計算	質問 弁栓類及び排水設備の使用可否の状態について、市から情報が提供される(例えば、管路情報システム(GIS)から抽出したShapefile形式のデータに含まれる)との認識でよろしいでしょうか。	弁栓類および配水設備の使用可否に係る情報は、Shapefile形式のデータには含まれません。弁栓類および配水設備の使用可否の確認については、要求水準書No.365の回答をご確認ください。
23	76	別添2	(1)			材料の選定と防護の基準	質問 鋼管(溶接継手)の使用は可能でしょうか。	要求水準書No.396の回答をご確認ください。
24	76	別添2	(1)	ア		材料の選定と防護の基準(設計水圧)	質問 水撃圧とは動水圧を指しているという認識でよいでしょうか。	動水圧と水撃圧は異なるものとして取り扱っています。なお、設計水圧の設定時においては、通常発生する動水圧は水撃圧に比べて軽微であるため、動水圧を計上していません。ただし、地震時等に特異な動水圧が発生すると想定される個所については、水撃圧の他に、別途動水圧を考慮する必要があります。
25	78	別添2	(2)	イ		特殊箇所の工法選定	質問 「既設管との接続方法としての不断水工法の採用は～」とありますが、塩ビ管および鉛継手管以外であれば不断水工法の採用が可能と理解してよろしいでしょうか。また、配水管に鉛継手管を使用していた年代を口径別でご教示ください。	「要求水準書(案)別添2-(2)-イ」に留意いただく範囲においては、塩ビ管および鉛継手管以外であれば不断水工法の採用が可能です。また、市の铸铁管及びダクタイル铸铁管に関する適用種類等の変遷は、大阪市の水道技術パンフレット「大阪市の水道技術」(市ホームページ公開)のP28にお示ししておりますので、そちらをご参照ください。 <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000054665.html">https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000054665.html</a>
26	78	別添2	(2)	イ		特殊箇所の選定方法	質問 「断水工法の採用は・・・又は鉛継手の铸铁管及びダクタイル铸铁管である場合は、不断水工法・・・管の抜け出しリスクが高いことから行わないこと」とあるが、鉛継手の铸铁管である場合のみで、ダクタイル铸铁管は除くと考えて良いか。	本市では、鉛継手のダクタイル铸铁管は若干ではあるものの残存しており、当該の鉛継手を有するダクタイル铸铁管に対しては、不断水工法の適用は認めないものとしています。
27	78	別添2	(3)	ア	(ア)	埋設調整	意見 事業提案作成に当たり、現状での、市の管路情報管理システムおよび工事完成図のデータ開示を希望します。	詳細な図面等の開示につきましては、要求水準書No.64の回答をご確認ください。図形デジタルデータの取扱いにつきましては、実施方針No.640の回答をご確認ください。工事完成図につきましては、優先交渉権者にお示しする予定です。
28	78	別添1	(3)	ア	(ア)	埋設調査	質問 市が管理するマッピングシステムのデータ更新については、工事の完成後2から3カ月の期間を要することですが、市が更新したその都度の更新データに関する差分ファイルをご提供していただくことは可能でしょうか。	管路情報管理システムのデータは、差分ファイルの作成に数ヶ月を要し、完成後、速やかに端末に反映されます。このため、管路情報管理システムの情報を随時ご確認ください。なお、管路情報管理システムについては、関心表明書等提出者を対象に閲覧の機会を設ける予定(令和2年7月下旬以降)です。
29	78	別添2	(3)	ア	(ア)	埋設調整	質問 市の管理情報管理システムについて、閲覧は可能でしょうか。	関心表明書等提出者を対象に閲覧の機会を設ける予定(令和2年7月下旬以降)です。
30	78	別添2	(3)	ア	(ア)	埋設調整(対象延長)	質問 管路情報管理システムにある延長が本事業の対象と考えてよいでしょうか。	管路情報管理システムに登録されている管路のうち、導水管と送水管は、本事業の対象ではありません。これを除いたものが、本事業の対象となります。
31	78	別添2	(3)	ア	(ア)	埋設調整(データ収受)	質問 「なお、市が管理する管路情報管理システムのデータ更新は、工事の完成後2から3カ月の期間を要するため、同一路線での過去1年間程度の水道管(工業用水道管を含む。)の工事履歴を確認すること。」とありますが、工事履歴は電子データの提供していただくとの理解でよろしいでしょうか。	市による管路工事の履歴は、優先交渉権者決定後に優先交渉権者に対して、必要に応じて提供します。
32	79	別添2	(3)	イ		埋設調整	質問 各種調書の関係先への提出及び調整については、市が行うとありますが、その結果、当初の事業内容と変更した場合の措置について市の考え方を教示下さい。	要求水準書(案)別添2-(3)-キに基づき対応いただくこととなります。

No	見出し符号					項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2				
33	79	別添2	(3)	イ		埋設調整	質問	市道部、国道部の道路調整会議について示されていますが、府道でも同様の調整会議があるのであれば具体的な開催時期等についてご教示ください。	大阪市内の府道の場合、大阪市が管理しているため、市道部の道路調整会議に含めて行っています。 なお、大阪市に隣接する自治体の府道の場合には、道路法第34条に基づく道路占有者の意見調書を作成し、対応することとなります。
34	79	別添2	(3)	イ		埋設調整	質問	令和4年度からの年間工事調整予定調書は、運営権者が令和3年の10月までに市に提出のうえ承認を得ることと読み替えるのでしょうか。	運営権者に承継予定の設計業務委託契約（配水支管の約35km更新分）については、令和3年度に予定している実施契約締結後に速やかに協議させていただきます、あらかじめ市の方で年間工事調整予定調書に発表する予定です。その他に運営権者が令和4年度に工事着手を検討している路線についても同じ取扱いとなります。
35	79	別添2	(3)	イ		埋設調整	意見	現在、大阪市水道局が大阪市道路工事調整協議会と共有されている長期工事調整予定調書を開示いただきたい。	長期工事調整予定調書は、道路管理者や各埋設物管理者の今後の発注計画が示唆できる情報でもあるため、秘匿情報であり、現時点で開示することはできませんが、優先交渉権者に対して、可能な範囲で開示していく予定です。
36	79	別添2	(3)	ウ		埋設調整	意見	「布設ルートの見直し」により増加する費用は、運営権者は想定できないため、市が負担すべきリスクと考えます。	本市域のような高密度な市街地内で管路更新を行ううえにおいては一般的に発生する事象であり、運営権事業として運営権者負担となりますので、当該リスクも考慮のうえ提案をお願いします。
37	79	別添2	(3)	エ		埋設調整	意見	全ての工事に関する「他の埋設物の防護、移設、復元」の必要性は、運営権者は想定できないため、それに伴う費用は市が負担すべきリスクと考えます。	本事業は運営権事業ですので、運営権者は事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくこととなります。そのため、他の埋設物管理者からの指示に基づく保護等に関しては、原則運営権者が負担するものと考えます。その他リスク分担の考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。なお、市の整備実績に関する情報については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。
38	79	別添2	(3)	エ		埋設調整	質問	鉄道施設等の重要構造物の具体例、調査の内容を把握するため、過去の実績についての開示をお願い致します。	要求水準書No.406の回答をご確認ください。
39	79	別添2	(3)	エ		埋設調整	質問	「防護、移設、復元に要する費用は運営権者が負担すること」とありますが、公表されているどの資料を閲覧すればそれらの要否が判断できるのかご教示ください。事業提案時に要否の判断がつかないものは、事業開始後の変更対象になると理解してよろしいでしょうか。	本事業は運営権事業ですので、運営権者は事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくこととなります。そのため、配水管更新業務に伴う防護、移設、復元等は原則運営権者が負担するものと考えます。その他リスク分担の考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
40	79	別添2	(3)	エ		埋設調整	意見	埋設物の防護、移設、復元に要する費用についての考え方ですが、場所によりますが非常に困難で費用も莫大にかかるケースが予測されます。別枠の設計変更等での特別枠の判断をお願いします。	
41	79	別添2	(3)	エ		埋設調整	質問	「運営権者の費用負担により当該解析を実施すること」とありますが、公表されているどの資料を閲覧すればそれらの要否が判断できるのかご教示ください。また、過去に市で実施した際の実績（工数、期間、費用等）があればご教示ください。	
42	79	別添2	(3)	エ		埋設調整	意見	市内に埋もれている不発弾を発見したとき、従うべき根拠法令を教示いただきたい。	警視庁からの「不発弾等の取扱いについて（通達）」（平成26年12月25日 警察庁丁保発第205号）に基づいて対応していただくこととなります。
43	79	別添2	(3)	エ		埋設調整	意見	費市にて不発弾発見時の手順書を作成しておられれば、開示いただきたい。	
44	79	別添2	(3)	エ		埋設調整	意見	市内の各種工事において不発弾が発見された場所、日時などの過去データを開示いただきたい。	少なくとも過去10年間の水道局発注の工事において、不発弾が発見された事案はございません。
45	80	別添2	(3)	カ		埋設調整	意見	埋蔵文化財包蔵地に関する地理データを開示いただきたい。	これまで市では、道路管理システムに入力された埋蔵文化財包蔵地内の情報に基づき、工事箇所が該当するかどうかを把握しています。 また、分布図については、公開情報として「大阪府地図情報システム」より閲覧できますので、そちらで全体的な把握が可能です。
46	80	別添2	(3)	カ		埋設調整	意見	過去に遭遇した埋蔵文化財の発見場所、発見日時などのデータを開示いただきたい。	少なくとも過去10年間の水道局発注の工事において、埋蔵文化財に遭遇した事案はございません。
47	80	別添2	(4)			特殊な管路施設	質問	水管橋、PIP工法などの管路形態の区分では、各口径でどれくらいの割合（延長）で分布しているのでしょうか？	水管橋の口径や延長については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています PIP工法で埋設された管路の情報（位置、口径、埋設年度等）については、管路情報管理システムにてご確認ください。なお、管路情報管理システムについては、関心表明書等提出者を対象に閲覧の機会を設ける予定（令和2年7月下旬以降）です。

No	見出し符号					項目名	質問・意見	回答	
	頁	章	節	細節1	細節2				
48	80	別添2	(4)			特殊な管路施設の設計範囲・条件	意見	事業提案作成に当たり、現状での、独立水管橋、橋梁添架管、共同溝計画についての資料開示を希望します。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。
49	80	別添2	(4)	ア		特殊な管路施設の設計範囲・条件	質問	当該独立水道橋及び橋梁添架管について開示をお願い致します。	
50	80	別添2	(4)	ア		特殊な管路施設の設計範囲・条件	質問	既設水管橋の下部工（橋台、橋脚）は既設構造物を使用し、上部工のみ更新することは可能でしょうか。	既設水管橋の下部工の耐震性照査を実施した結果、必要とする耐震性能を確保していることが確認できた場合、上部工のみ更新することは可能です。運営権者の裁量でご提案いただく技術的な範疇かと存じます。
51	80	別添2	(4)	ア		特殊な管路施設の設計範囲・条件	質問	現在、市で管理している全ての独立水管橋、橋梁添架管の、位置、管種、口径、布設年、延長、維持管理状態をご教示ください。	独立水管橋、橋梁添架管の位置、管種、口径、延長については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。布設年については、管路情報システムにてご確認ください。なお、管路情報システムについては、関心表明書等提出者を対象に閲覧の機会を設ける予定（令和2年7月下旬以降）です。また、維持管理状態については、市が、本事業に関係あると判断しました情報について、優先交渉権者の決定時に優先交渉権者にお示しする予定です。
52	80	別添2	(4)	ア	(ア)	特殊な管路施設の設計範囲・条件	質問	更新によって或いは更新前の時点で、耐震補強或いは架け替えの必要が明らかな場合の措置についてお考えがあればご教示下さい。	運営権者の裁量でご提案いただく技術的な範疇かと存じます。
53	80	別添2	(4)	ア	(工)	特殊な管路施設の設計範囲・条件	質問	当該橋梁に添架されている管の既存重量は予め開示されるのかどうかご教示下さい。	橋梁添架管の重量算定は運営権者における設計検討時において行っていただくものです。
54	81	別添2	(4)	ウ		(4) 特殊な管路施設の設計範囲・条件	意見	道路管理者に支払う共同溝負担金は、運営権者が負担することとあるが具体的な数値等を示されたい。	要求水準書No.309の回答をご確認ください。
55	81	別添2	(4)	ウ		特殊な管路施設の設計範囲・条件	質問	共同溝計画に参画するにあたりまして、共同溝負担金について負担割等、具体例の開示をお願い致します。	
56	81	別添2	(4)	ウ		特殊な管路施設の設計範囲・条件	質問	「道路管理者に支払う共同溝負担金は運営権者が負担すること」とありますが、共同溝負担金を算出する方法をご教示ください。	
57	81	別添2	(4)	ウ		共同溝負担金	質問	運営権者が道路管理者に支払う共同溝負担金は、いくらくらいになるのでしょうか？どのように算出するのでしょうか？	
58	81	別添2	(4)	ウ		特殊な管路施設の設計範囲・条件	質問	「道路管理者に支払う共同溝負担金は、運営権者が負担すること」とありますが、単位当たりの金額をご教示願わないでしょうか。	
59	81	別添2	(4)	ウ		共同溝への入溝について	質問	共同溝への入溝に伴い道路管理者に支払う共同溝負担金について、「運営権者が負担するのは運営期間のみであり、その後発生する負担金については市が負担する」という理解でよろしいでしょうか。	共同溝工事完了後のランニングコストに該当する管理費用は、市において負担します。なお、共同溝に参画を予定している管路を更新対象路線として選定する場合、当該管路の更新については、16事業年度末までに実施する必要がありますので、事業提案におかれましては、共同溝の建設スケジュールを考慮し、参画の有無をご判断ください。
60	81	別添2	(4)	ウ		特殊な管路施設の設計範囲・条件（共同溝計画）	質問	「ウ共同溝計画に参画し、更新後の管路を共同溝内に設置する場合、運営権者の業務範囲は、図4の大枠囲み部とする。ただし、道路管理者に支払う共同溝負担金は、運営権者が負担すること。」とありますが、範囲外を受け持つことは、共同溝計画への参画は運営権者の裁量になるとの理解でよろしいでしょうか。	質問の趣旨が不明確のため、回答を差し控えます。
61	82	別添2	(5)	ア		附属設備の配置設定	質問	維持管理作業の効率性の観点から、明示された規定とは別な設置方法を提示し、それを採用していただくことは可能でしょうか。	「要求水準書（案）別添2 - (5) - ア - (ア) - (ウ)」については、原則、遵守事項となりますが、募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおいて、具体的な内容をご提示いただければ、適宜判断してまいります。
62	82	別添2	(5)	ア	(イ)	附属設備の配置設定（口径別定義）	質問	口径400-500の基幹管路に対して、河川・軌道横断などの前後が含まれていないのは対象箇所がないためということでしょうか。	口径400～500mmの基幹管路についても河川・軌道横断しているものがあります。「要求水準書（案）別添2 - (5) - ア」にお示しする遵守事項の他にも、「要求水準書（案）第4 - 3 - (4) - ア」に基づき、ご指摘の箇所など、制水弁の設置を弾力的に加えていただくケースがあると考えられます。
63	82	別添2	(5)	ウ		附属設備の配置設定	質問	「基幹管路に消火栓を設置する場合」以外は、補修弁を設置しないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	83	別添2	(6)			給水管接合替の調整	質問	同項目にある工事は全て附帯事業であり、市の負担による業務との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	83	別添2	(6)	ア		給水管接合替の調整	質問	「給水管接合替を実施した場合は～市に報告」とありますが、配水管更新工事に伴い給水管接合替を行った実績数量等は、附帯事業の実績数量として報告すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	見出し符号					項目名	質問・意見	回答
	頁	章	節	細節1	細節2			
66	83	別添2	(7)			設計実施者の選定	質問 「大阪市中小企業振興基本条例...公平・公正性を確保」することが求められていますが、運営権者が「民・民」の慣行で施工実施者等を選定する場合においても、市による「公平・公正」の評価を受ける必要があるのでしょうか。その場合、「公平・公正」の具体的基準をお示し下さい。	要求水準書No.5の回答をご確認ください。
67	83	別添2	(7)			設計実施者の選定	質問 市が4月27日に公表した「特定事業の選定」では10.5%の事業費総額の削減を見込んでいます。この根拠として「まとめ発注による工事間接費の圧縮や公共調達ルールに縛られない...」ことを掲げています。一方で、「大阪市中小企業振興基本条例...公平・公正性を確保」することが求められていますが、運営権者が「まとめ発注」や「柔軟な調達」を実施し、市内中小企業の受注件数等が減少した場合、市がその結果を「公平・公正」ではないと評価することはないのでしょうか。	実施方針No.28の回答をご確認ください。
68	83	別添2	(7)			設計実務者の選定	質問 一義的には、過去の実績を選定の判断として、事業量の確保のため補完的に新参入の事業所を選定すると理解してよろしいでしょうか。	過去に実績があり信頼性が高い優良な市内事業者を優先して選定し、計画した事業量を着実に履行するため、必要に応じて新たに参入した信頼性の高い事業者を選定することを求めるものです。
69	83	別添2	(7)			設計実施者の選定	質問 再委託の場合、提出する体制表には含めないことになるのでしょうか。	「要求水準書(案)第2-2-(3)-工」の一覧表に記載する範囲については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
70	83	別添2	(7)			設計実施者の選定	質問 優良な市内事業者は提示していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおいて、過去5年間の市発注の配水管布設工事設計業務委託のうち、65点以上の業務委託成績評価の取得者をお示しする予定ですので、そちらを参考にしてください。
71	83	別添2	(7)	ア		設計実施者の選定	質問 「新たに参入した優良かつ信頼性が高い事業者」とは、何に参入したことを指すのでしょうか。市外事業者も含むという理解で宜しいでしょうか。	「新たに参入した」は、「過去に実績があり」の対比です。また、ここでは市外事業者も含まれます。
72	83	別添2	(7)	ア		設計実施者の選定	質問 「過去に実績があり...」とされていますが、「実績がない」又は「市外事業者」は選定できないと理解してよろしいですか。	「要求水準書(案)別添2-(7)」を遵守いただく範囲においては、計画した事業量を着実に履行するため、必要に応じて優良かつ信頼性が高い市外事業者を選定いただくことができます。
73	84	別添2	(8)			発生残土の処分基準	質問 発生残土について再利用しない場合は適切に処分とあるが、再利用・廃棄の基準をご教授ください。	発生残土の再利用の基準については、「要求水準書(案)別添2-(1)-ウ-(ア)」にお示しするとおりです。処分の基準については、「要求水準書(案)別添2-(8)」及びその他要求水準書(案)にお示しするとおりです。
74	84	別添2	(9)			占用申請等の事務処理	意見 市が行う申請がほとんどのため、複雑な区分を設けて混乱の原因を排除する目的で、申請・手続きは全て市が行うことにした方がよいと思いますが、如何でしょうか。	占用申請等の事務処理については、運営権事業であり、運営権者に担っていただくことが基本になり、市は一部申請等に対して最終的な申請・手続きのみを担当するという業務区分となっています。
75	84	別添2	(9)			各種申請手続き	質問 鉄道の占有している箇所も施工範囲に入っているのでしょうか？専用の業者を選定する必要があるのではないのでしょうか？	鉄道の占有している箇所も施工範囲に含まれています。また、鉄道管理者の指示により、軌道管理等に精通した専門業者への検討を求められた場合には、運営権者が鉄道管理者と協議の上、当該業者を選定することが必要なケースも想定されます。
76	84	別添2	(9)			各種申請手続き	意見 エリアごとの道路、河川、他企業管理者、消防等の所在地、申請ルートを明確にして欲しい。	申請先については、「要求水準書(案)別添2-(9)表ア~カ」をご参照ください。具体的な関係先の管轄別問い合わせ先一覧については、優先交渉権者に対してお示しする予定です。
77	84	別添2	(9)			占用申請等の事務処理	質問 市の「申請」及び「申請・手続」となっている申請先について、許可内容(条件など)により、事業内容に変更が生じた場合の措置についてお考えがあればご教示下さい。	許可内容が変更になった場合には、運営権者は、円滑な再申請等を図るため、必要な各管理者等との再協議資料作成及び再申請書類の作成を速やかに行っていただくこととなります。その際の事務経費及び関係企業体等への委託工事費、許認可申請手数料等は、運営権者においてご負担いただくこととなります。
78	84	別添2	(9)			占用申請等の事務処理	質問 事務経費及び関係企業体等への委託工事費、許認可申請手数料等費用が算出できる根拠をご教示お願いします。	これまでの市の管路更新事業において発生した当該費用については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にお示ししていますので、そちらを算出の根拠にお役立てください。
79	84	別添2	(9)			P84占用申請等の事務処理	質問 『許認可申請手数料(ただし、市に資産を引き継いだ後の占用料を除く。)等は、運営権者が負担する。』と記載がありますが、運営権者が占用料を支払う義務が生じるという認識でしょうか。また、支払う義務がある場合の算定方法についてご提示ください。	市に資産(配水管)を引き継ぐ前の占用料については、運営権者の負担となり、その算定方法については、個別の事情(相手先との協議等)により異なるため、一概にお示しすることができません。なお、認定道路部に埋設された配水管については、引き続き市が占有者となるため占用料は発生いたしません。占用料が発生するケースは、原則、私有地又は民間用地内に占用を行う場合であり、その額は当該管理者との協議により決定されるものとなります。
80	84	別添2	(9)			P84占用申請等の事務処理	質問 本事業に関して、すでに各道路管理者と協議され、円滑に業務が進められるという認識でよろしいでしょうか。	道路管理者等との関係先との協議は、今後とも協議を進めていく予定ですが、「要求水準書(案)別添2-(9)」の表ア~ウにお示しするとおり、各占用申請等における最終的な申請・手続きについては、引き続き市が行うこととなっておりますので、道路管理者側から見た場合には現行と何ら変化がなく、運営権事業後も円滑に業務が遂行できるものと考えています。

No	見出し符号					項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2				
81	89	別添3	(1)	ア		道路占用申請の事務	質問	市が利用する道路管理システムの概要を把握できる資料を開示していただけますでしょうか。また、マッピングシステムと同様に閲覧することは可能でしょうか。	一般財団法人 道路管理センターのホームページをご参照ください。道路管理システムについては、優先交渉権者に対して、閲覧の機会を設ける予定です。
82	89	別添3	(1)	イ	(ア)	下水道・河川への洗浄水放流手続き	質問	下水道や河川の施設管理者との協議記録等の閲覧は可能でしょうか。	優先交渉者決定後に優先交渉権者に対して、下水道及び河川管理者の同意が得られた記録等については、可能な範囲で開示する予定です。
83	89	別添3	(1)	イ	(ア)	下水道・河川への洗浄水放流手続き	質問	河川への洗浄水放流について、放流実績のある河川をご教示お願いします。	排水設備が設置されている大阪市内の河川等は、以下のとおりです。 淀川・大川・土佐堀川・堂島川・城北川・寝屋川・第二寝屋川・平野川・平野川分水路・古川・木津川・道頓堀川・東横堀川・安治川・三十間堀川・十三間堀川・住吉川・駒川・加美巽川・今川・細江川・神崎川・六軒屋川 なお、放流については管理者との協議によります。
84	89	別添3	(1)	ウ		埋蔵文化財包蔵地での工事	質問	市教育委員会事務局の指示事項を遵守することによる費用負担は市の負担と理解してよろしいでしょうか。	本事業は運営権事業ですので、運営権者は事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくこととなります。そのため、市教育委員会事務局の指示事項の遵守に関しては、原則運営権者が負担するものと考えます。その他リスク分担の考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
85	89	別添3	(1)	ウ		埋蔵文化財包蔵地での工事	質問	周知の埋蔵文化財包蔵地内の情報があればご教示をお願いします。	No.45の回答をご確認ください。
86	89	別添3	(1)	ウ		埋蔵文化財包蔵地での工事	意見	これまでの実績等の開示を希望します。	No.46の回答をご確認ください。
87	90	別添3	(2)	ア		施工計画の作成	質問	表-4、3実施方針、施工方法・手順(1)現場組織 建設業法上の現場代理人・主任技術者等は施工実施者より選任する理解でよろしいでしょうか。	建設業法上の差支えない範囲で検討・提案いただき、決定していくものと考えます。
88	91	別添3	(2)	エ		施工監理 教育訓練の実施	質問	教育訓練の実施ですが、概ね年何回、年何時間、月何回、月何時間等のイメージがございましたらご教示をお願いします。	現在市では、工事受注者に対して、作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割り当て、安全に関する研修・訓練等を行うこととしていますが、運営権開始後に行う具体的内容につきましては、運営権者に委ねるものであり、ご提案の範囲と存じます。
89	91	別添3	(2)	エ		教育訓練の実施	質問	教育訓練の費用は運営権者の費用負担にて実施しなくてはならないのでしょうか。	本事業は、運営権事業ですので、教育訓練の費用も自らの責任で適切に実施していただくこととなります。 なお、同費用は、運営権者が提案する利用料金按分率の積算に含める「本運営事業実施に伴い毎年度発生する計画業務等その他会社運営に係る経費」に計上して頂くこととなります。
90	91	別添3	(3)	ア		現場責任者の常駐確保	質問	施工実施者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を現場責任者として常駐させること。との記載ですが1件工事(作業)規模により常駐配置が変わるかと考えます。イメージがございましたらご教示をお願いします。	工事現場の運営及び取り締まりに支障をきたさない範囲で、ご提案いただければと存じます。
91	91	別添3	(3)	ア		現場責任者の常駐確保	質問	現場責任者の常駐に関して、一つの工事区間において二班施工する場合、現場責任者は工事区間に一名配置で良いでしょうか。	
92	92	別添3	(3)	ア		現場責任者の常駐確保	質問	「施工実施者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を現場責任者として常駐させること。」とありますが、恒常的とはどの程度の期間の雇用期間を指しますか。	現場責任者には、工事現場の運営及び取り締まりなどの責務を求められることから、運営権者と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要と考えており、配水管工事入札時の配置予定技術者に求める条件を準用し、3か月以上を想定しています。
93	92	別添3	(3)	イ		安全上の措置	質問	一般公衆の安全、とありますが、具体的定義がございましたらご教示下さい。	「土木工事安全施工技術指針」、「建設機械施工安全技術指針」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」等を参照してください。
94	94	別添3	(3)	キ		交通条件に適合した適正な路面覆工	意見	事業提案作成に当たり、布設図等の資料開示を希望します。	竣工時等の布設図については、優先交渉権者にお示しする予定です。
95	95	別添3	(3)	ク		断通水作業・洗浄排水・洗管	質問	断通水作業・洗浄排水・洗管に用いる水については、市からの無償提供という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、排水先の下水道使用料につきましては、運営権者にてご負担いただく必要があります。
96	95	別添3	(3)	ク		断通水作業・洗浄排水・洗管	質問	洗管に用いる水は市が提供との認識でよろしいでしょうか。またその場合は有効無収水量として計上されるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	見出し符号					項目名	質問・意見	回答
	頁	章	節	細節1	細節2			
97	95	別添3	(3)	ク	(イ)	断通水作業・洗浄排水・洗管	質問 「洗浄排水等を行い、確実に濁りを排出させる」ことが求められていますが、濁りが排出されたことの数値基準及び測定方法（測定者の資格、テスター、測定結果の記録等）を示して下さい。また、これに要する費用は運営権者の負担と理解して宜しいでしょうか。	要求水準書No.558の回答をご確認ください。 濁りが排出されたことの数値値につきましては、募集要項等公表時にお示しする予定です。
98	95	別添3	(3)	ク	(ウ)	断通水作業・洗浄排水・洗管	質問 「水質測定機器を用いて...水質を確保する」ことが求められていますが、濁度、遊離残留塩素濃度の数値基準及び測定方法（測定者の資格、テスター、測定結果の記録等）を示して下さい。また、これに要する費用は運営権者の負担と理解して宜しいでしょうか。	
99	95	別添3	(3)	ク	(エ)	断通水作業・洗浄排水・洗管	質問 「飲料水として...給水する」ことが求められていますが、「飲料水」の定義を数値基準を含めて示して下さい。	断通水作業に伴う応急給水となりますので、水道水を用いる場合は、水道法で示す水質基準、及び遊離残留塩素の基準を満たすものとなります。なお、基準値につきましては募集要項等公表時にお示しする予定です。
100	95	別添3	(3)	ク	(エ)	断通水作業・洗浄排水・洗管	質問 これまで「住民や事業所等との断通水作業に係る調整の結果」応急給水が必要となった事由の発生頻度、1回あたりの費用についてご教示頂けますでしょうか。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。なお、応急給水にかかる費用についてはお示しする資料がありません。
101	95	別添3	(3)	ク	(エ)	断通水作業・洗浄排水・洗管	質問 応急給水の実績など概要（費用等）について開示をお願いします。	
102	95	別添3	(3)	ク	(エ)	断通水作業・洗浄排水・洗管	質問 「飲料水として...給水する」ことが求められていますが、市の「水道水」「応急給水車」及び「給水バック」等の必要機材の提供は、運営権者から市に要望できると理解して宜しいでしょうか。	各戸に応急給水するために必要な備品及び内包する飲料水並びに応急給水車については、運営権者にて準備していただくことを想定しています。
103	95	別添3	(3)	ク	(エ)	住民や事業所等との断通水作業に係る調整	質問 商店街内での施工を想定した際に、大規模工事による休業要請は市からしてもらえるのでしょうか？	要求水準書No.518の回答をご確認ください。
104	95	別添3	(3)	ク	(エ)	住民や事業所等との断通水作業に係る調整	質問 地元住民への周知は済んでいるのでしょうか？PFI実施前に市で説明会が必要ではないのでしょうか？	市民に本事業の目的等をご理解賜るべく、これまで、平成31年4月に「改正水道法の適用によるPFI管路更新事業と水道基盤強化方策について（素案）」に関するQ&Aを、令和元年8月にPRマンガを、それぞれ市ホームページに掲載しました。PRマンガにつきましては、区民まつりでの配布や、局のYouTubeチャンネルでの動画配信も行ってきました。引き続き、市民に向けた情報発信に取り組んでまいります。
105	95	別添3	(3)	ク	(オ)	断通水作業・洗浄排水・洗管	質問 「制水弁の操作...最大限の注意をもって行う」ことが求められていますが、既設の制水弁は全て機能上の問題はないと理解して宜しいでしょうか。例えば、規定のトルクでは操作できなかったり、開閉操作の結果、弁体が動かなくなる（太鼓落ち）等の機能不全はありませんか。	既設の制水弁等はその設置から相当年数経過しているものもあり、ご指摘のように、機能上の問題が生じているものが存在する可能性はありますが、そのような場合においても、市では、なるべく機能不全とならないよう、慎重かつ丁寧な操作を心がけており、運営権者にも同様の対応を求めます。
106	95	別添3	(3)	ク	(キ)	断通水作業・洗浄排水・洗管	質問 添加する次亜塩素酸ナトリウムの品質について、指定がある場合は示して下さい。	指定はしませんが、現在市では、口径400mm以上の新設管に実施する消毒作業において、食品添加物として使用できる12%低食塩次亜塩素酸ナトリウムを作業の都度購入し、使用しています。
107	95	別添3	(3)	ク	(ク)	断通水作業・洗浄排水・洗管	質問 「水質測定機器を用いて...水質を確保する」ことが求められていますが、濁度、遊離残留塩素濃度の数値基準及び測定方法（測定者の資格、テスター、測定結果の記録等）を示してください。また、これに要する費用は運営権者の負担と理解して宜しいでしょうか。	No.97の回答をご確認ください。
108	96	別添3	(3)	ク	(コ)	断通水作業・洗浄排水・洗管	質問 「水質測定機器は...測定精度のチェックを行う」ことが求められていますが、運営権者の責任で実施して良いと理解してよろしいですか。水道水の品質測定であれば市のチェックは必要ないのでしょうか。	水質測定器の測定精度については、セルフモニタリングの範囲内と考えています。
109	96	別添3	(3)	ケ		洗浄水放流	意見 工事の排水可能エリア、相談窓口などを明確にしていきたい。	相談（協議）窓口は、建設局下水道部施設管理課となり、排水可能エリアについてもお問合せください。
110	96	別添3	(3)	ケ	(ア)	放流先の施設利用に係る費用	質問 運営権者が負担する放流先の施設利用に係る費用の算出方法をご教授ください。	大阪市の公共下水道を使用する場合は、放流する水量に対して下水道使用料が必要となります。算出方法については、市ホームページをご参照ください。
111	97	別添3	(3)	ク		緊急対応に備えた情報共有	質問 「最新の工事情報...市と共有する」とされていますが、どのような方式を想定していますか。当該事業専用のオンラインシステムを構築する必要があるのでしょうか。	市では、現在、紙や市内ネットワーク上の電子データにより工事情報を共有していますが、情報共有等の具体的な方法につきましては、ご提案いただく技術的な範囲と存じます。

No	見出し符号					項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節 1	細節 2				
112	99	別添 3	( 3 )	シ		埋設位置や工法変更等に関する対応	意見	(ア) 施工着手して以降、設計内容と異なる要因が明らかとなることにより・・・位置を変更しなければならない場合、(カ) 大幅な工法変更が発生する場合は、当初想定していない事象で市の費用負担と考えます。	本事業は運営権事業ですので、運営権者は事業者として配水管更新に係る計画、設計、施工の一連の事業を主体的に実施していただくこととなります。そのため、埋設位置や工法の変更に関しては、原則運営権者が負担するものと考えます。その他リスク分担の考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
113	99	別添 3	( 3 )	シ	(カ)	埋設位置や工法変更等に関する対応	質問	「開削工法から非開削工法になる等、大幅な工法変更が発生する場合には～」とありますが、やむを得ない事情で工法変更する場合は変更費用も含めて協議できると理解してよろしいでしょうか。	